

事例 ヤングケアラーの事例（福祉と住宅の狭間：若者の自立を応援）

ケース	年齢	性別	リファー元	特記事項
④N	20代	女	介護サービス事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・民間賃貸住宅で父と2人暮らし ・父は障害があり、生活保護を受給し生活 ・父の介護など、働くこともできず、望まぬひきこもり状態。

- ・介護サービス事業者の利用者宅の子ども
- ・本人は働いてみたい。ひとり暮らしをしてみたい。が、父との関係(介護等)が阻害要因となっていた。
- ・経験不足で第一歩が踏み出せない状態。
- ・父の合意の元、週1回半日程度のバイトを用意。2年継続。
- ・勤務日数も増え、敷金・礼金などの初期費用は理解あるオーナーが免除、住宅扶助を受けながら、ひとり暮らしをスタート。
- ・実家の住宅扶助上限の超過分は、家賃の減額を大家と調整し、父の転居は免れた。
- ・本人は現在、就労自立を果たし、生活保護を脱却。

- ・「ひとり暮らし＝父の転居」は、ヤングケアラーの心理的、経済的にも大きな阻害要因。
- ・2人世帯と単身世帯で住宅扶助の差額(48,000円と40,000円)を暫定的に認める措置
- ・生活保護世帯におけるヤングケアラーの自立支援の重要性

セーフティネット住宅(専用住宅)への経済的支援の概要・実施見込み(R1.9時点)

1. 登録住宅の改修に対する支援措置

(補助を受けた住宅は専用住宅化)

事業主体等	大家等
補助対象工事	①共同居住用住居への用途変更・間取り変更、②バリアフリー改修(外構部分含む)、③防火・消火対策工事、④子育て世帯対応改修、⑤耐震改修、⑥居住のために最低限必要と認められた工事、⑦居住支援協議会等が必要と認める改修工事
補助率・補助限度額	【補助金】：国 1 / 3 (制度の立上り期、国の直接補助) 【交付金】：国 1 / 3 + 地方 1 / 3 (地方公共団体が実施する場合の間接補助) ※国費限度額はいずれも50万円/戸 (①②③④⑤を実施する場合、補助限度額を50万円/戸加算)
入居者要件等	家賃水準について一定要件あり(特に補助金は公営住宅に準じた家賃)
その他	要配慮者専用住宅としての管理期間が10年以上であること

大阪府・市は実施せず

2. 低額所得者の入居負担軽減のための支援措置

(専用住宅として登録された住宅)

事業主体等	I 大家等	II 家賃債務保証会社等
補助対象	I 家賃低廉化に要する費用 (国費上限 2万円/月・戸)	II 入居時の家賃債務保証料 (国費上限 3万円/戸)
補助率	国 1 / 2 + 地方 1 / 2 (地方が実施する場合の間接補助)	
入居者要件等	入居者収入(月収15.8万円以下)及び補助期間(Iは原則10年以内等)について一定要件あり	

大阪市は実施せず

大阪府・市は実施せず

令和元年度の補助事業実施見込み自治体

※H31.4アンケートを元に、R1.9に各地方公共団体に対し電話確認

都道府県	政令市中核市	改修費	家賃	家賃債務保証料	都道府県	政令市中核市	改修費	家賃	家賃債務保証料
北海道	網走市	○	○	○	神奈川県	横浜市	○	○	○
	音更町	○	○	○	静岡県	長岡市	○	○	○
青森県	十和田市	○	○	○	愛知県	名古屋	○	○	○
岩手県	盛岡市	○	○	○	京都府	京都市	○	○	○
	花巻市	○	○	○		宇治市	○	○	○
	一関市	○	○	○	大阪府	豊中市	○	○	○
宮城県	大崎市	○	○	○		(県)	○	○	○
	(県)	○	○	○	兵庫県	神戸市	○	○	○
山形県	山形市	○	○	○		姫路市	○	○	○
	鶴岡市	○	○	○		南あわじ市	○	○	○
	寒河江市	○	○	○		神河町	○	○	○
	南陽市	○	○	○	鳥取県	(県)	○	○	○
	舟形町	○	○	○		鳥取市	○	○	○
	白鷹町	○	○	○	徳島県	(県)	○	○	○
栃木県	栃木市	○	○	○		美波町	○	○	○
	茂木町	○	○	○	高知県	宗半利町	○	○	○
群馬県	前橋市	○	○	○	福岡県	(県)	○	○	○
埼玉県	さいたま市	○	○	○		朝倉市	○	○	○
千葉県	千葉市	○	○	○	鹿児島県	(県)	○	○	○
	船橋市	○	○	○		徳之島町	○	○	○
	(都)	○	○	○					
東京都	墨田区	○	○	○					
	世田谷区	○	○	○					
	豊島区	○	○	○					
	練馬区	○	○	○					
	八王子市	○	○	○					

○：社総交又は公的賃貸住宅家賃対策調整補助金による支援を実施
○：都県単費による支援(市区町村への補助)を実施

令和元年9月時点の調査では、セーフティネット住宅の改修費が30団体、家賃低廉化等※が32団体で補助事業を実施見込み。

※家賃低廉化29団体+家賃債務保証料低廉化のみ実施3団体

※「登録住宅」と「専用住宅」

- ・登録住宅：住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅として登録した住宅 631
- ・専用住宅：登録住宅のうち住宅確保要配慮者専用住宅として登録した住宅
(複数の属性の住宅確保要配慮者を入居対象者として設定可能)

■ 公営住宅の政策的（建替等）空家を積極活用

- 西成区の市営住宅 39棟。うち入居対象外空家(募集されない空家)があるのは26棟
- 入居対象外空家ありの空室を独自調査すると、1棟に10室以上の空家は9棟。10室以下は5棟。合計250室以上の空家。

参考2 省

住まいに困窮する者の自立支援のための公営住宅の使用

概要

- 住まいに困窮する者を支援するため、NPO法人等が公営住宅の空き住戸を活用して、住まいの提供と見守り等の支援を行う際の大臣承認手続きを簡素化する。

簡素化の内容

【対象】

- ①生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)第3条第6項に規定する生活困窮者一時生活支援事業
- ②住まいに困窮する者を入居させ、見守り等の支援を行う事業

【実施主体】
居住支援法人、社会福祉法人、NPO法人 等

【承認基準】

- 公営住宅の本来入居対象者である低額所得者層への供給に支障が生じないこと
- 事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれること

等

【手続き】

- 承認基準を満たす場合、一時生活支援事業等に活用した時から1ヶ月以内に、地方整備局長等へ報告する。

```

graph LR
    A[公営住宅  
(空き住戸)] -- "貸与  
(使用許可)" --> B(居住支援法人  
社会福祉法人  
NPO法人 等)
    B -- "賃料" --> A
    B -- "貸与・見守り等" --> C[住まいに困窮する者]
    C -- "賃料" --> B
    
```

(参考) 「非正規雇用労働者等に対する緊急支援策について」(令和3年3月16日・新型コロナに影響を受けた非正規雇用労働者等に対する緊急対策関係閣僚会議決定) (抄)

II. 具体的施策 / 5. NPO等を通じた孤独・孤立、自殺対策等

- 公営住宅や建替え予定等のUR賃貸住宅の空き住戸を、NPO法人等に対して定期借家等により低廉な家賃で貸与し、当該NPO法人等が感染症の影響により住まいに困窮する方々に、シェアリング等の形で転貸することで、就労等を見据えた自立支援を行う仕組みを創設する。また、NPO法人等が実施する住宅確保要配慮者に対する支援活動への補助事業につき、入居後の見守り等の支援活動を行う場合に補助上限を引き上げる。

2. 公営住宅の積極活用と運用改善

住宅自治活動に合理的配慮を

■自治活動の限界を見過ごす自治体

○自治活動をめぐる平野区障害者自死事件

「障害があると書かされ翌日自殺」遺族が自治会を提訴
(朝日新聞:2020年7月31日)

大阪市平野区の市営住宅で昨年11月、知的障害や精神障害のある男性(当時36)が自殺し、その原因は自治会役員の言動にあるとして、男性の両親が自治会と当時の役員2人に、慰謝料など計2500万円の損害賠償を求める訴えを大阪地裁に起こした。自殺の前日に、障害者であることやできない作業を文書に記すよう強要されたと訴えている。

○公営住宅法第20条(家賃等以外の金品徴収等の禁止)により自治活動への公的介入は限界?

○2005年自治会費等請求事件 最高裁判決 「権利能力のない社団である県営住宅の自治会の会員がいつでも当該自治会に対する一方的意思表示により退会することができる」



③住宅自治活動における合理的配慮等の運用改善と要配慮者の実態把握

事例 公営住宅の事例（空室を活用した家族向け政策的居室の確保）

ケース	年齢	性別	リファー元	特記事項
③T	50代	女	小学校	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小学4年・2年の育児を担う祖母 ・ 生計は就労中により月20万の収入あり ・ 現住所間取り1LDK（10畳、6畳）

- ・ 家賃支払日による大家トラブル、夜中にインターフォンを鳴らす不審者の存在により、転居を希望。
- ・ 子どもが通う小学校からリファー。
- ・ 家賃の未払いはなく、不審者の心当たりなし。
- ・ 希望の物件は、家賃共益費込み6万、子どもが通う小学校区内。できれば、敷金・礼金の費用をおさえたい。
- ・ 希望にあう条件の物件検索をして、2件内覧するも、条件が合わず未入居。
- ・ 同時に公営住宅に申込。希望物件に落選し、当選を待つことに。

- ・ 民間アパートを含む、間取り、所在地、家賃等の多様な物件確保。
- ・ ファミリー向け世帯の賃貸住宅が少ない場合は、校区エリア内での公営住宅空室を活用した暫居。
- ・ 随時募集物件は立地、風呂なしなどニーズとの齟齬がある。
- ・ 震災特例のような、一時利用を住宅確保要配慮者に適用。